

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第34条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～18（略）</p> <p>（不動産取得税の減免）</p> <p>19 県税事務所の長は、市町村が当該市町村の区域内における産業集積の促進を図るために法第6条の規定により固定資産税を3年度分以上免除又は軽減（2分の1以上の軽減に限る。）する不動産で、県内産業の活性化及び雇用の促進に資するものとして知事が別に指定するもの（住宅並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の用に供するものを除く。）を取得（平成14年9月1日から令和9年8月31日までの間の取得に限る。）した場合における当該不動産の取得に対する不動産取得税を減免する。</p> <p>20～33（略）</p>	<p>第1条～第34条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～18（略）</p> <p>（不動産取得税の減免）</p> <p>19 県税事務所の長は、市町村が当該市町村の区域内における産業集積の促進を図るために法第6条の規定により固定資産税を3年度分以上免除又は軽減（2分の1以上の軽減に限る。）する不動産で、県内産業の活性化及び雇用の促進に資するものとして知事が別に指定するもの（住宅並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の用に供するものを除く。）を取得（平成14年9月1日から令和4年8月31日までの間の取得に限る。）した場合における当該不動産の取得に対する不動産取得税を減免する。</p> <p>20～33（略）</p>

(新旧)

附則第1号様式の2 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 号
年 月 日

官房会計課長

国税庁長官殿

神奈川県知事

地方消費税徴収取扱費通知書 (譲渡割分)

地方税法施行規則附則第3条の2の3第1項の規定に基づき、地方消費税 (譲渡割) に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴収取扱費算定期間		徴収取扱費基礎額 の通知のあつた日
年 月から 年 月まで		年 月 日
徴収取扱費基礎額	率	徴収取扱費の額
円	$\frac{0.55}{100}$	円

(新旧)

第40号様式 (支払請求書用) (別表第4関係) (表) (用紙 縦20.7センチメートル 横21.6センチメートル)

過誤納金等還付通知書兼支払案内書

還付金額	円	経費名	県税還付金及び還付加算金			
		所名	神奈川県 事務所			
通知年月日 (変更通知年月日)		会計年度	出納所属	備考		
		支払通知番号				
還付原因						

様 上記のとおり納め過ぎの税金等をお返します。

神奈川県 事務所長

上記のとおりお支払いします。

通知発行者 神奈川県 事務所出納員

差出人

裏面を参照の上、県税過誤納金等支払請求書兼領収証により、金融機関
~~（ゆうちょ銀行を除きます。）~~でお受け取りください。

横浜銀行

御不明な点は、右記の事務所へ

お問い合わせください。 神奈川県 事務所 調査統計担当課

◎ 還付金額の内訳

税目	年度	税額	延滞金	各種加算金	還付加算金
		円	円	円	円

県税過誤納金等支払請求書兼領収証

取扱銀行 神奈川県指定金融機関

支払金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

通知日	年	月	日
支払期限	年	月	日

住所・氏名	
-------	--

受領に当たっては、必ず裏面を御参照ください。

(裏)

この還付金の受取方法

1 預金口座に入金して受け取る方法

支払期限までに、あなた(貴社)の預金口座がある金融機関の本店又は支店に預金通帳(預金通帳を発行しない口座については、金融機関にお問い合わせください。)とともに本請求書を提出すると、預金口座に入金記帳されます。ただし、法人にあつては、本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、提出してください。

なお、ゆうちょ銀行では、この取扱いをしませんので、御注意ください。

2 現金で受け取る方法

支払金額が10万円以下の場合は、次に掲げる受取人の区分に応じ、現金で受け取ることができます。支払金額が10万円を超える場合は、上記1の方法でお受け取りください。

(1) 法人

本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、①登記事項証明書及び代表者本人であることが確認できるもの(代表者の運転免許証、健康保険証等)又は②国税若しくは地方税の領収証書を提示してください。

(2) 法人以外の者

支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、本人であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)を提示してください。

(3) 代理人

委任者が「委任状欄」に、代理人が「代理人領収欄」に、それぞれ必要事項(法人にあつては、法人の名称及び代表者氏名)を記入した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。

受領上の注意

1 次に掲げる事項に該当する場合は、本請求書では支払を受けることができません。

(1) 本請求書の表面に印字されている支払金額、住所又は氏名が訂正されているもの

(2) 支払期限を経過したもの

2 その他

(1) 本請求書の支払期限を経過した場合は、表面に記載の問合せ先に御連絡ください。後日、改めてお支払いします。なお、通知日から5年間請求がない場合には、この支払金を受け取る権利がなくなりますので、御注意ください。

(2) 本請求による受取には、手数料がかかる場合があります。

(3) 神奈川県自動車税管理事務所各駐在事務所内等の横浜銀行派出所ではお支払いできませんので、御注意ください。

代理人が受領する場合の記入欄

委任状欄	委任状
	表記の金額の受取を 代理人_____に委任します。 _____年 月 日 住所 (法人の所在地) 氏 名 (法人の名称及び代表者氏名)
代理人領収欄	領収証
	表記の金額を領収しました。 _____年 月 日 住所 (法人の所在地) 氏 名 (法人の名称及び代表者氏名)

この還付金の受取方法

- 1 預金口座に入金して受け取る方法
支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店にあなた（貴社）の横浜銀行の預金通帳とともに本請求書を提出すると、預金口座に入金記帳されます。ただし、法人にあつては、本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、提出してください。
 - 2 現金で受け取る方法
 - (1) 支払金額が10万円以下の場合
 - ア 法人
本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、①登記事項証明書及び代表者本人であることが確認できるもの（代表者の運転免許証、健康保険証等）又は②国税若しくは地方税の領収証書を提示してください。
 - イ 法人以外の者
支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、本人であることが確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）を提示してください。
 - ウ 代理人
委任者が「委任状欄」に、代理人が「代理人領収欄」に、それぞれ必要事項（法人にあつては、法人の名称及び代表者氏名）を記入した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。
 - (2) 支払金額が10万円を超える場合
上記(1)に加え次の点に御注意ください。
 - ア 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（官公庁が顔写真を貼付した本人確認書類の提示等）が必要です。
 - イ 取引時確認に必要な書類等は、本請求書を提出する横浜銀行の本店又は支店へお問い合わせください。
- 受領上の注意
- 1 次に掲げる事項に該当する場合は、本請求書では支払を受けることができません。
 - (1) 本請求書の表面に印字されている支払金額、住所又は氏名が訂正されているもの
 - (2) 支払期限を経過したもの
 - (3) 現金での受取で、本人等の確認（支払金額が10万円を超える場合は、取引時確認）ができない場合
 - 2 その他
 - (1) 本請求書の支払期限を経過した場合は、表面に記載の問合せ先に御連絡ください。後日、改めてお支払いします。なお、通知日から5年間請求がない場合には、この支払金を受け取る権利がなくなりますので、御注意ください。
 - (2) 神奈川県自動車税管理事務所各駐在事務所内等の横浜銀行派出所ではお支払いできませんので、御注意ください。

代理人が受領する場合の記入欄

委任状欄	委任状
	表記の金額の受取を 代理人_____に委任します。 _____年 月 日 住 所 (法人の所在地) 氏 名 (法人の名称及 び代表者氏名)
代理人領収欄	領 収 証 表記の金額を領収しました。 _____年 月 日 住 所 (法人の所在地) 氏 名 (法人の名称及 び代表者氏名)